

生活保護法

指定介護機関指定申請書

中国残留邦人等支援法(注)

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

ふ り が な					
名 称					
所 在 地		〒			
連 絡 先		電 話 番 号		F A X 番 号	
管 理 者 氏 名		(フリガナ)		管理者 生年月日	
管 理 者 住 所		〒			
介 護 保 険事業者番号 (医 療 機 関 コー ド)					
申 請 する 施 設 又 は 事 業 の 種 類					
事業等開始(予定)年月日					
介 護 保 険 法 に よ る 指 定 年 月 日		有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
生活保護法により 既に指定を受けて いる事業又は施設	事業又は施設の種類の				
	指定等年月日				
職 員 配 置 の 状 況	職 種				
	常 勤	専 従			
		兼 務			
	非 常 勤	専 従			
兼 務					
利 用 定 員 等					
サ ー ビ ス 費 用 基 準 額 以外に必要な利用料の額 (認知症対応型共同生活介護及び 特定施設入所者生活介護のみ記載)		入居に係る利用料 そ の 他			
誓 約 事 項		☐ 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第49条の2第2項第2号から 第9号までに該当しない旨の誓約 (誓約事項詳細は別紙を確認のこと。別紙の提出は不要)			

年 月 日

(申請先) 京 都 市 長

住所

申請者(開設者)

Tel () —

名称(氏名)

注意事項

- 1 この書類は、生活福祉課(本庁)に直接、又は各区役所(支所)保健福祉センター生活福祉課を経由して提出してください。
- 2 貴機関が指定された場合には、京都市告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 介護入所施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は居宅介護支援事業者が申請する場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」は略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。提供サービスにより名称が異なる場合は、申請書を分けて提出してください。
- 3 「介護保険事業者番号」は、介護保険法による事業者番号を、医療機関については、保険医療機関番号を記載してください。
- 4 申請者(開設者)が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「申請する施設又は事業の種類」は、予防サービスも含め記載してください。
- 6 「介護保険法による指定年月日」欄は、今回申請する施設又は事業について介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。
- 7 「生活保護法により既に受けている事業又は施設」については、今回申請する、「介護保険事業者番号」により指定を受けているものを記載してください。
- 8 「職員配置の状況」欄は、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。欄が不足するときは、別紙に記載して、この申請書に添付してください。
- 9 「利用定員等」欄は、入院、入所(利用)定員を定めている場合に、申請時における数を記載してください。
- 10 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護の申請の場合に記載してください。
記載に当たっては、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を、入居に係る利用料とそれ以外とに区別して記載してください。
- 11 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(注)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(誓約事項)

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)
- 32 臨床研究法(平成29年法律第16号)

3 第2項第4号関係

京都市長が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)。

4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。